IST協同組合

11がつ 組合通信

2026.11.1発行　発行者：金城

日頃より、技能実習生の受け入れにご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。先月は監査月となり、書類の準備や確認など、各企業様には多大なご協力をいただきました。改めまして、皆様のご理解とご対応に心より感謝申し上げます。寒くなってまいりましたので体調管理にも十分お気をつけいただき、健やかにお過ごしください。また、次回監査は1月となりますが、引き続き実習生受け入れにご協力のほどよろしくお願いいたします。

\外国人材の適正な雇用管理について/

不法就労となる主な例

●在留期限を過ぎた外国人が働く
●就労許可のない外国人が働く
●在留資格で認められらた範囲を超えた業務に従事する

在留カードの確認ポイント

□実物の在留カードを確認し、有効性・在留期限を確認する
□表面の「就労制限の有無」欄を確認する
□必要に応じて裏面の「資格外活動許可」欄と許可範囲を確認する
□在留資格と実際の業務内容が合っているか確認する

不法就労助長罪が認められた場合3年以下の拘禁刑または300万以下の罰金の可能性があります。
雇入れ・離職時の届け出を怠ると30万円以下の罰金の対象となる場合もあります。
何かご不明点などございましたら組合担当までご相談下さい。

入国・配属のお知らせ

９月１０月はたくさんのインドネシア、フィリピン実習生が入国、配属しました。受入企業様におかれましては、ご指導ご鞭撻のほど何卒よろしくお願い申し上げます。また、配属日に向け、入国後講習に励んでおります。





受入企業さまのもとへ配属に向けて頑張っています！！